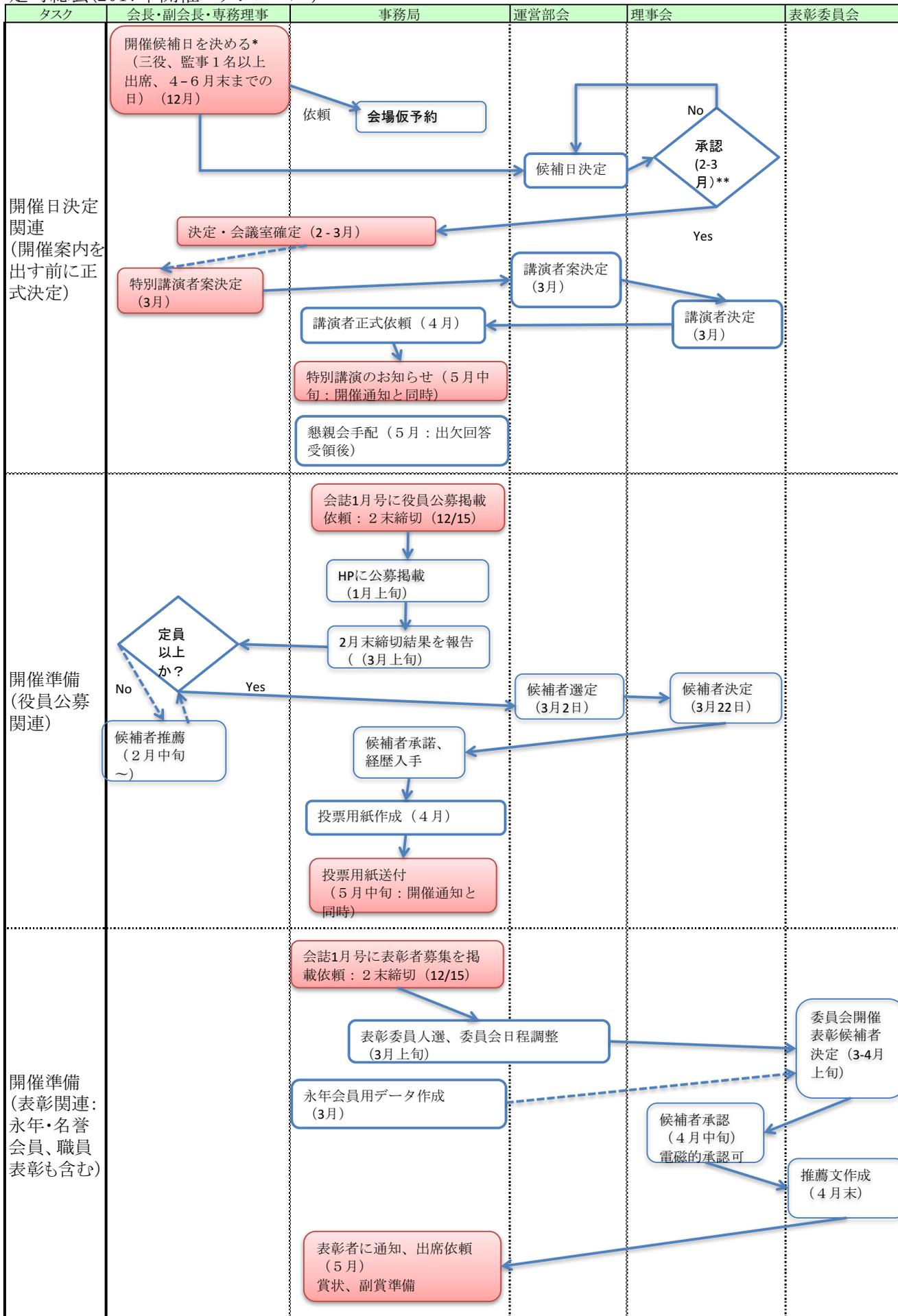
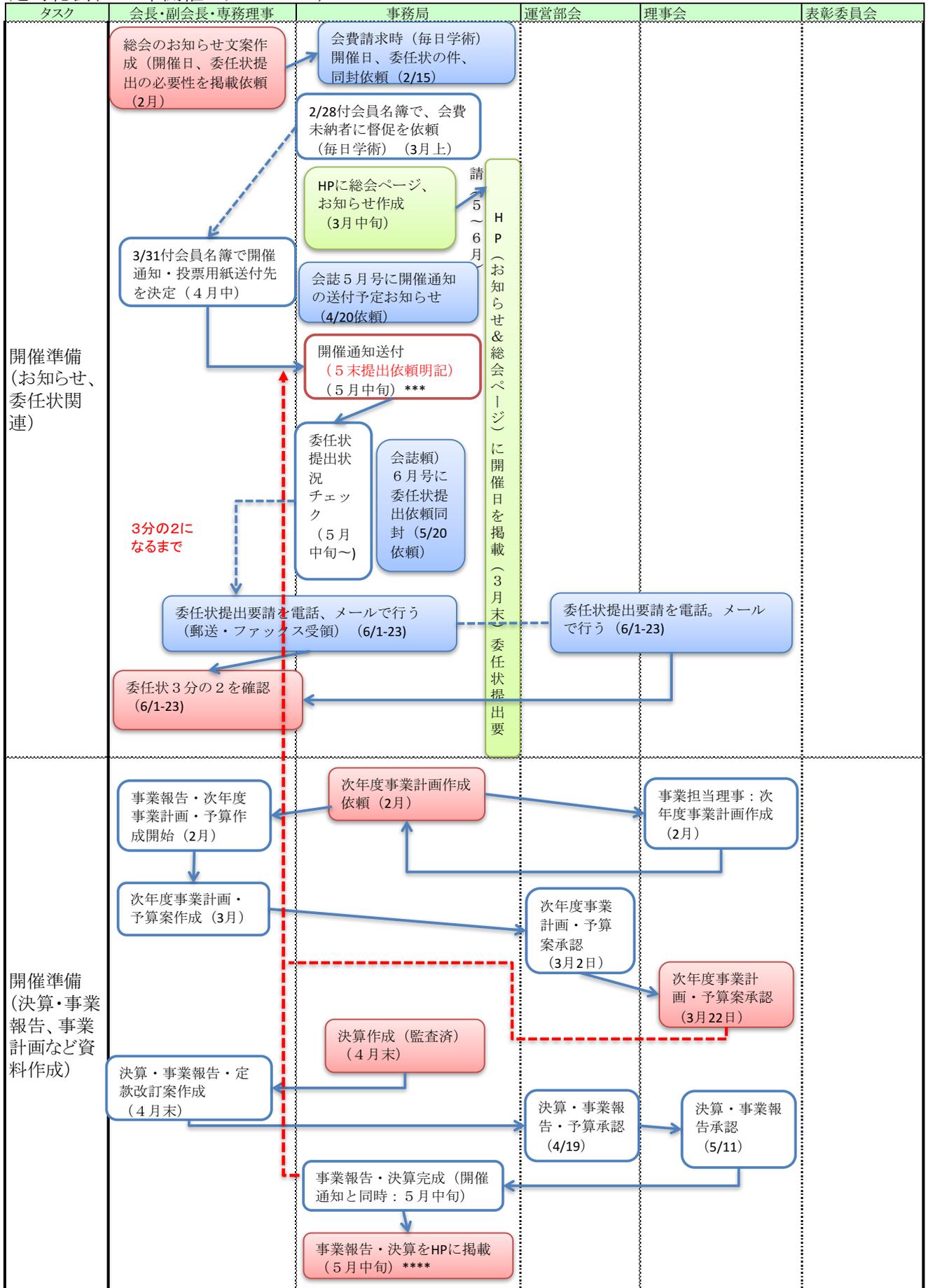


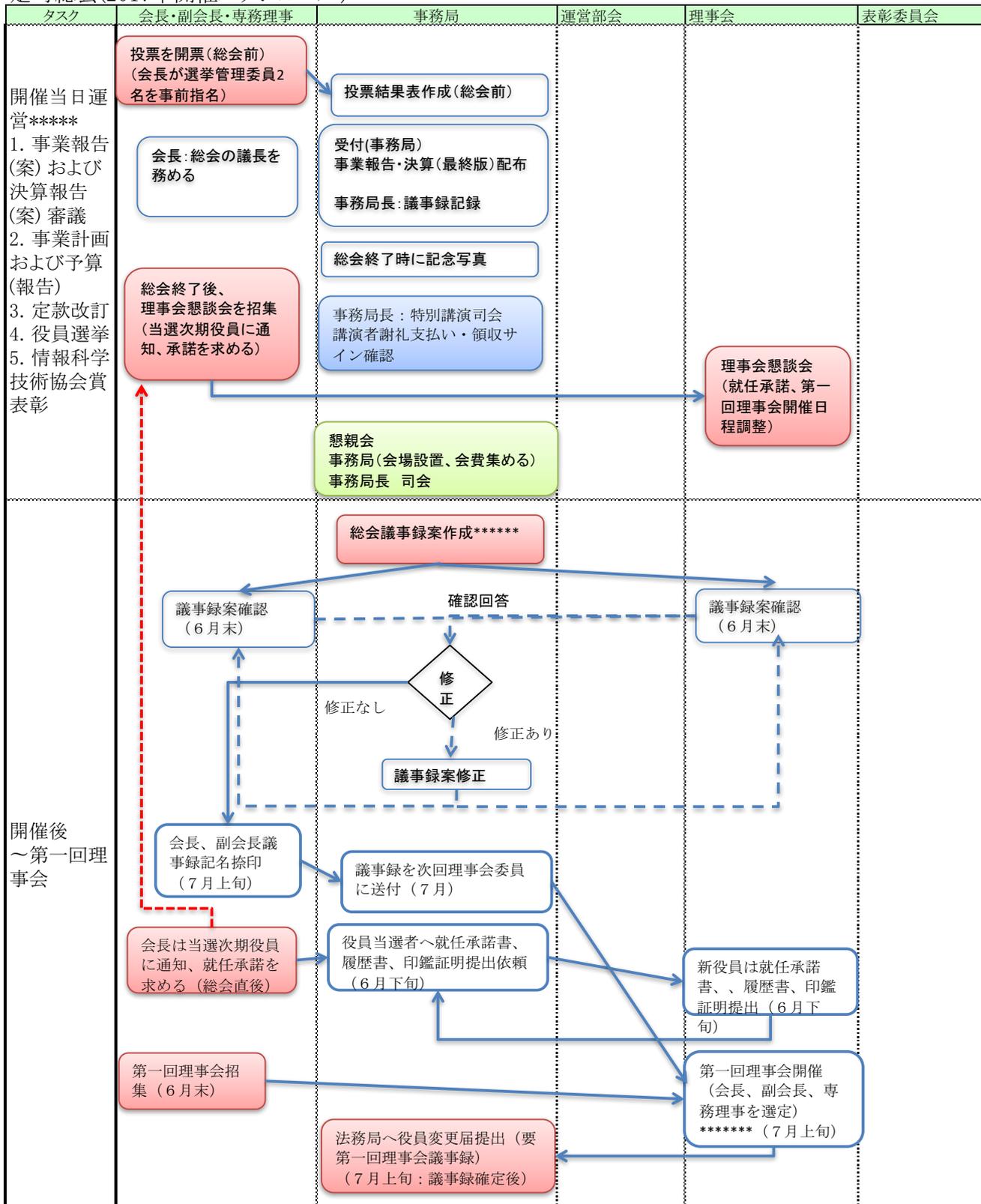
定時総会(2017年開催スケジュール)



定時総会(2017年開催スケジュール)



定時総会(2017年開催スケジュール)



定時総会(2017年開催スケジュール)

タスク	会長・副会長・専務理事	事務局	運営部会	理事会	表彰委員会
-----	-------------	-----	------	-----	-------

*

定款第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

**定款第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

定款第15条 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁記録をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(計算書類等の社員への提供)

第二十五条 理事会設置一般社団法人においては、理事は、**定時社員総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。)**を提供しなければならない。

5月中旬送付の開催通知には、**定款変更案及び決算・事業報告**、投票用紙、総会・懇親会出欠、委任状を同封し、5月末までの提出を依頼する。

事業報告・決算(最終版)は二週間前までに開示することを付記する。

3/31付会員で会費2年以上未払いのものは、送付先から除外する(定款10条 会員資格の喪失)

出席の場合も返信には署名、捺印をお願いする。

【維持会員・特別会員】会員一口について一名が出席なら、議決権1個とみなす(代表者でなくても良い)。

欠席の場合は届出代表者名自署&押印、もしくは現代表者名自署&押印の委任状(開催通知に「維持会員・特別会員で代表者を変更した場合は本委任状を変更届とするので、現代表者氏名をお書きください」と追記する)。

事業報告・決算は5月中旬HP(お知らせ、総会ページ)に掲載する。

定款第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規定
- (5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

定款第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

定款第26条 役員(理事および監事)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する**定時社員総会の終結の時までとする**。ただし、再任を妨げない。

内規:協会運営に関する理事会確認事項 IV. 役員関係 (役員の選定).....(定款第13条)

(役員の職務)(定款第15条)

8. 理事の職務分担は、総会后開かれる最初の理事会において合議のうえ、会長が委嘱する。

9. 前項による職務の任期は、次期通常総会後の最初の理事会までとする。